

下記の議案について市民のみなさまからご意見を募集します。

**議案第51号 加西市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

市民の生命、身体又は財産を保護するため、空家等の急迫した危険を回避する必要があるときに行政が対応できるよう所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・老朽化した空家等の急迫した危険を回避する必要があるときであって、本条例の規定に基づく措置をとる時間的余裕がないと認められるときは、市長が必要最小限の応急措置を講じることができる。
- ・応急措置に要した費用は、当該空家等の所有者等から徴収することができる。

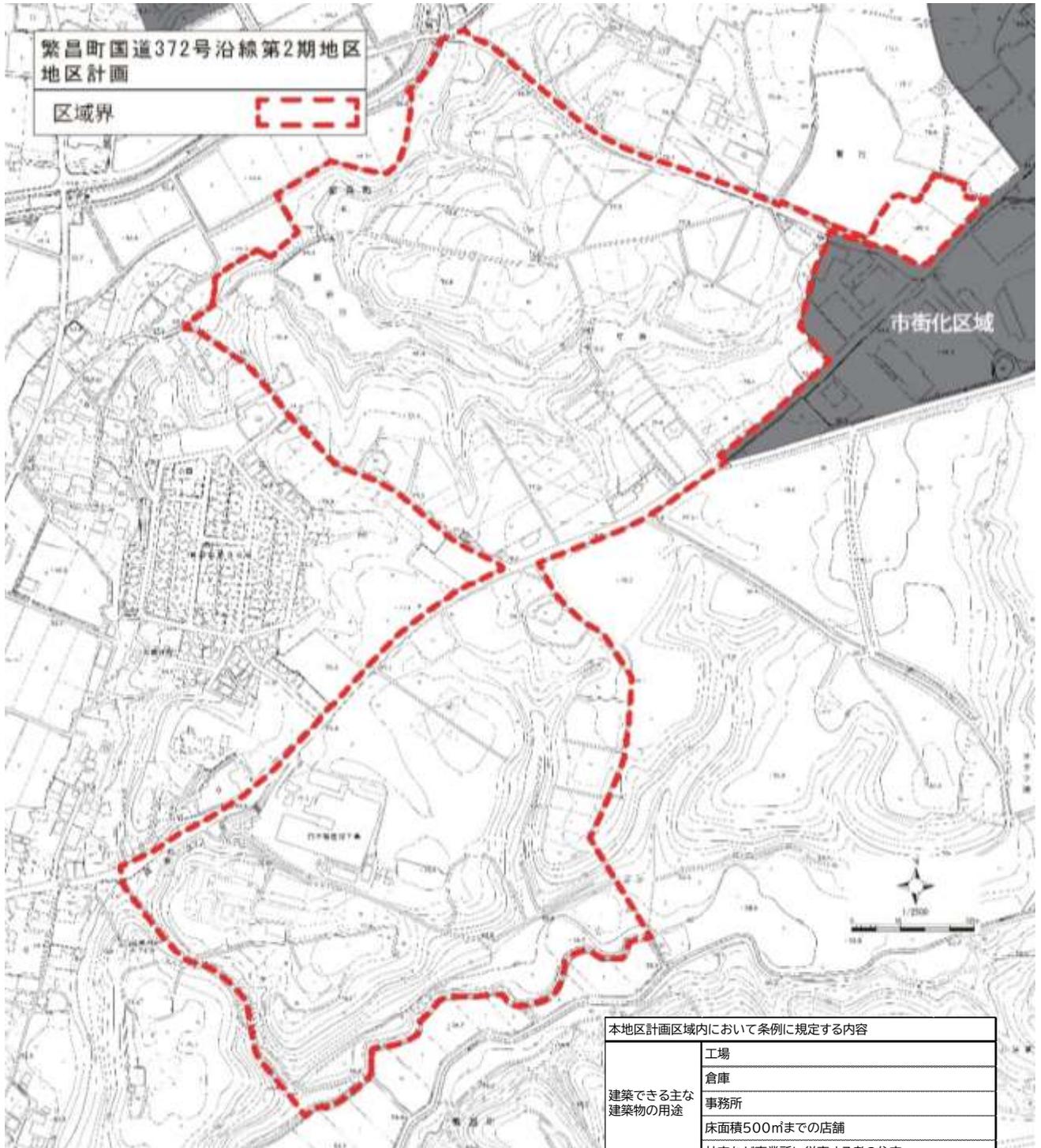
**議案第55号 加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について**

国道372号沿線に位置し利便性の高い本地区において、民間事業者による産業団地整備を可能とし、加西インター産業団地に続く新たな産業用地として事業所の集積を図る「繁昌町国道372号沿線第2期地区地区計画」を決定するため、所要の改正を行うもの。（次のページ参照）

意見募集はこちらから



【区域図】



| 本地区計画区域内において条例に規定する内容 | | |
|-----------------------|-----------------------|--------|
| 建築できる主な 建築物の用途 | 工場 | |
| | 倉庫 | |
| | 事務所 | |
| | 床面積500㎡までの店舗 | |
| | 社宅など事業所に従事する者の住宅 | |
| 建築物の敷地面積の最低限度 | 工場 | 1,000㎡ |
| | その他の建築物 | 180㎡ |
| 外壁の後退距離の限度 | 敷地面積1,000㎡以上10,000㎡未満 | 1m以上 |
| | 敷地面積10,000㎡以上 | 2m以上 |